



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年3月10日金曜日 第1741号

◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県立医療技術短期大学学則の一部を改正する規則.....	169
愛媛県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則.....	169

告 示

新たに生じた土地の確認（上島町）.....	170
字の区域の変更（ " ）.....	170
新たに生じた土地の確認（上島町）.....	170
字の区域の変更（ " ）.....	170
新たに生じた土地の確認（上島町）.....	170
字の区域の変更（ " ）.....	170
医師の指定.....	170
指定居宅支援事業者の指定.....	171
地籍調査の成果の認証.....	171
県営土地改良事業の換地処分（2件）.....	171
市営土地改良事業の換地処分.....	171
市営土地改良事業の施行の同意（3件）.....	171
町営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	171
市営土地改良事業の計画の変更等の同意.....	172
監視伝染病発生予防検査の実施.....	172
監視伝染病の発生予防のための注射の実施.....	173
公有水面埋立免許.....	173
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	175
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	176
都市計画の変更（一部変更）.....	178
都市計画の変更（追加）.....	178
宅地建物取引業法第69条第2項の規定に基づく聴聞.....	178

雑 報

環境影響評価方法書について.....	179
--------------------	-----

正 誤

平成17年11月29日付け第1715号付録中.....	179
-----------------------------	-----

規 則

○愛媛県規則第2号

愛媛県立医療技術短期大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立医療技術短期大学学則の一部を改正する規則

愛媛県立医療技術短期大学学則（昭和63年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「卒業」の下に「及び学位」を、「第27条」の下に「・第28条」を加え、「第28条 - 第32条」を「第29条 - 第33条」に、「第33条・第34条」を「第34条・第35条」に、「第35条」を「第36条」に、「第36条 - 第39条」を「第37条 - 第40条」に、「第40条 - 第42条」を「第41条 - 第43条」に、「第43条・第44条」を「第44条・第45条」に、「第45条 - 第52

条」を「第46条 - 第53条」に、「第53条」を「第54条」に、「第54条」を「第55条」に、「第55条」を「第56条」に改める。

第55条を第56条とし、第14章中第54条を第55条とし、第13章中第53条を第54条とし、第12章中第52条を第53条とする。

第51条第1項中「第45条」を「第46条」に改め、同条を第52条とする。

第50条を第51条とする。

第49条第1号中「第46条」を「第47条」に改め、同条第2号中「第48条第1項」を「第49条第1項」に改め、同条を第50条とする。

第48条第2項中「第46条」を「第47条」に改め、同条を第49条とする。

第47条を第48条とし、第46条を第47条とし、第45条を第46条とし、第11章中第44条を第45条とし、第43条を第44条とし、第10章中第42条を第43条とし、第41条を第40条とし、第40条を第41条とし、第9章中第39条を第40条とする。

第38条第2号中「第35条第1号」を「第36条第1号」に改め、同条を第39条とする。

第37条を第38条とし、第36条を第37条とし、第8章中第35条を第36条とし、第7章中第34条を第35条とし、第33条を第34条とし、第6章中第32条を第33条とし、第28条から第31条までを1条ずつ繰り下げる。

「第5章 卒業」を「第5章 卒業及び学位」に改める。

第27条に見出しとして「（卒業）」を付し、第5章中同条の次に次の1条を加える。

（学位）

第28条 学長は、卒業した者に対し、次の各号に掲げる学科の区分に応じ、当該各号に定める短期大学士の学位を授与する。

- (1) 第一看護学科 短期大学士（看護学）
- (2) 第二看護学科 短期大学士（看護学）
- (3) 臨床検査学科 短期大学士（保健衛生学）

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が定める。

別表第3中「第50条」を「第51条」に改める。

別表第4中「第51条」を「第52条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第3号

愛媛県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県港湾管理条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「松山港（外港地区に限る。）」を「重要港湾」に改める。

第9条第2項中「30日」を「3月」に改め、同項ただし書中「3月」を「1年」に改める。

第15条の見出し中「港湾施設の維持管理費」を「交付金」に改め、同条中「第15条の2」を「第15条」に、「港湾施設の維持管理費」を「市町が処理する事務に係る経費」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第328号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、上島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は上島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
上島町岩城5583及び5862の地先	386.67

○愛媛県告示第329号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、上島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
岩城	上島町岩城5583及び5862の地先	公有水面埋立地	386.67

○愛媛県告示第330号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、上島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は上島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

○愛媛県告示第334号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
視覚障害	眼科	愛媛労災病院	越智理恵	新居浜市南小松原町13番27号	平成18年3月1日

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
上島町岩城5583、5764、5765、5859及び5862の地先	1,667.93

○愛媛県告示第331号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、上島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
岩城	上島町岩城5583、5764、5765、5859及び5862の地先	公有水面埋立地	1,667.93

○愛媛県告示第332号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、上島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は上島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
上島町弓削下弓削119、120、121の1、121の5及び121の6の地先	1,506.19

○愛媛県告示第333号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、上島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
弓削下弓削	上島町弓削下弓削119、120、121の1、121の5及び121の6の地先	公有水面埋立地	1,506.19

聴覚・平衡・音声、言語又は そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛 大学医学部附属病 院	兵 藤 純	東温市志津川	"
---------------------------	-------	---------------------------	-------	--------	---

○愛媛県告示第 335 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成18年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100215116	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田 駿河台二丁目9番地	寺 田 明 彦	身体障害者居 宅介護	アイリスケアセンタ ーたきはま	新居浜市阿島字三喜 一番浜甲1015 - 331	平成18年 3月2日

○愛媛県告示第 336 号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第19条第 2 項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公告する。
平成18年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
八幡浜市	日土町 2 番 耕地、3 番 耕地、8 番 耕地の一部	平成16年度から 平成17年度まで	八幡浜市の 地籍図及び地籍簿
四国中央 市	川之江町の 一部	平成16年度から 平成17年度まで	四国中央市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成18年3月10日

○愛媛県告示第 337 号

平成18年3月1日県営ほ場整備事業（担い手育成型）川根地区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 338 号

平成18年3月1日県営経営体育成基盤整備事業永長地区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 339 号

平成18年3月1日宇和島市営県単独土地改良事業中ノ川地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第

54条第 4 項の規定により公告する。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 340 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・めぐり池地区）の施行に平成18年2月28日同意した。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 341 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・前池地区）の施行に平成18年2月28日同意した。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 342 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・北坂地区）の施行に平成18年2月28日同意した。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 343 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長瀬地区）の施行に平成18年2月28日同意した。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 344 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の

規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・田渡野瀬地区）の施行に平成18年2月28日同意した。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、今治市から協議のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・門口地区）の計画の変更により、平成18年2月28日同意した。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第346号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 実施の目的

ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域

(1) 牛のブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
2 その他知事の指定する牛	

(2) 牛の結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	西条市、今治市（朝倉上、朝倉北、朝倉下、朝倉南、古谷、山口、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村及び関前小大下に限る。）、越智郡、松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、

小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷、和田、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和及び吉木を除く。）、宇和島市、北宇和郡（松野町に限る。）、南宇和郡

- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛
- 3 その他知事の指定する牛

県下一円

(3) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	西予市（野村町大野ヶ原に限る。）
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
月齢又は推定月齢が満24ヶ月齢以上で死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1	

項に基づく届出の対象となるもの。 ただし、同法同条第2項ただし書き に該当するものを除く。	県下一円
---	------

(5) 馬伝染性貧血

実施の対象となる馬の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する 目的で飼育している雄馬 2 競馬法（昭和23年法律第158号） による競馬に出場する馬 3 その他知事の指定する馬	県下一円

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する 目的で飼育している鶏	県下一円

(7) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又は その死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に
おいて、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、
馬伝染性貧血
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第
35号）に定める方法で行う。
- (2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）
急速凝集反応法
- (3) 知事の指定するその他の疾病
知事の指定する方法

○愛媛県告示第347号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項
の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次の
とおり実施する。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
1 繁殖の用に供し、又は供する 目的で飼育している雌豚 2 種付けの用に供し、又は供する 目的で飼育している雄豚	県下一円

2 実施の期日

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に
おいて、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第348号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規
定により、次のように埋立てを免許した。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに
法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

代表者 愛南町長 谷口長治

南宇和郡愛南町城辺甲4179番地2

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(ア) 1 工区

南宇和郡愛南町船越 390 番から同 471 番までの地
先公有水面

(イ) 2 工区

南宇和郡愛南町船越 471 番から同1287番 2 までの
地先公有水面

イ 区域

(ア) 1 工区

次の1点から真北298度17分26秒64.42メートル
の地点を円心とする半径64.42メートルの円周で1
点と2点とを結ぶ南東側の円弧、2点と3点を結ん
だ線、3点から真北174度14分34秒9.88メートルの
地点を円心とする半径9.88メートルの円周で3点と
4点とを結ぶ北西側の円弧、4点から22点までを順
次に結んだ線及び22点と1点を結ぶ春分及び秋分の
満潮位（C・D・L+2.10メートル）の陸と公有水
面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町船越470番2地先の船越第
2物揚護岸に設置された金属鉋）は、北緯32度56分
51秒、東経132度30分24秒の地点

1点は、基点から真北81度29分17秒177.15メー
トルの地点

2点は、1点から真北233度22分16秒54.62メー
トルの地点

3点は、2点から真北264度14分36秒42.48メー
トルの地点

4点は、3点から真北222度07分13秒13.25メー
トルの地点

5点は、4点から真北179度59分57秒32.23メー
トルの地点

6点は、5点から真北269度59分57秒45.12メー
トルの地点

7点は、6点から真北359度59分57秒12.00メー
トルの地点

8点は、7点から真北 269 度59分57秒 10.00メートルの地点

9点は、8点から真北 179 度59分57秒 15.00メートルの地点

10点は、9点から真北 269 度59分57秒 14.10メートルの地点

11点は、10点から真北 359 度59分57秒1.00メートルの地点

12点は、11点から真北 269 度59分57秒3.10メートルの地点

13点は、12点から真北 180 度00分03秒1.00メートルの地点

14点は、13点から真北 269 度59分57秒 36.90メートルの地点

15点は、14点から真北 359 度59分57秒1.00メートルの地点

16点は、15点から真北 269 度59分57秒3.10メートルの地点

17点は、16点から真北 180 度00分03秒1.00メートルの地点

18点は、17点から真北 269 度59分57秒 46.90メートルの地点

19点は、18点から真北 359 度59分57秒1.00メートルの地点

20点は、19点から真北 269 度59分57秒3.10メートルの地点

21点は、20点から真北 180 度00分03秒1.00メートルの地点

22点は、21点から真北 269 度59分57秒3.98メートルの地点

(イ) 2工区

次の23点から45点までを順次直線で結んだ線並びに45点と23点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+2.10メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町船越 470 番 2 地先の船越第 2 物揚護岸に設置された金属鉾）は、北緯32度56分51秒、東経 132 度30分24秒の地点

23点は、基点から真北 239 度21分28秒109.25メートルの地点

24点は、23点から真北 269 度59分57秒 15.02メートルの地点

25点は、24点から真北 359 度59分57秒1.00メートルの地点

26点は、25点から真北 269 度59分57秒3.10メートルの地点

27点は、26点から真北 180 度00分03秒1.00メートルの地点

28点は、27点から真北 269 度59分57秒 36.90メートルの地点

29点は、28点から真北 359 度59分57秒1.00メートルの地点

30点は、29点から真北 269 度59分57秒3.10メートルの地点

ルの地点

31点は、30点から真北 180 度00分03秒1.00メートルの地点

32点は、31点から真北 269 度59分57秒 18.01メートルの地点

33点は、32点から真北 183 度53分51秒 15.00メートルの地点

34点は、33点から真北 273 度53分51秒1.00メートルの地点

35点は、34点から真北 183 度53分51秒3.10メートルの地点

36点は、35点から真北93度53分51秒1.00メートルの地点

37点は、36点から真北 183 度53分51秒 26.90メートルの地点

38点は、37点から真北 273 度53分51秒1.00メートルの地点

39点は、38点から真北 183 度53分51秒3.10メートルの地点

40点は、39点から真北93度53分51秒1.00メートルの地点

41点は、40点から真北 183 度53分51秒 26.90メートルの地点

42点は、41点から真北 273 度53分51秒1.00メートルの地点

43点は、42点から真北 183 度53分51秒3.10メートルの地点

44点は、43点から真北93度53分51秒1.00メートルの地点

45点は、44点から真北 183 度53分51秒 13.07メートルの地点

ウ 面積

1工区 10,678.75平方メートル

2工区 13,759.20平方メートル

全体 24,437.95平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡愛南町船越 389 番から同 755 番を経て、同 1287番 2 に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からU点までを順次直線で結んだ線及びU点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町船越 470 番 2 地先の船越第 2 物揚護岸に設置された金属鉾）は、北緯32度56分51秒、東経 132 度30分24秒の地点

A点は、基点から真北80度57分09秒241.29メートルの地点

B点は、A点から真北 204 度34分13秒139.97メートルの地点

C点は、B点から真北 179 度59分57秒 66.33メートルの地点

D点は、C点から真北 269 度59分57秒256.79メートルの地点

E点は、D点から真北 183 度53分51秒 50.00メートルの地点

F点は、E点から真北 269 度59分57秒100.99メートルの地点

G点は、F点から真北 3 度39分53秒 58.25メートルの地点

H点は、G点から真北 302 度46分32秒 29.97メートルの地点

I点は、H点から真北 317 度11分27秒 60.10メートルの地点

J点は、I点から真北22度46分26秒 65.35メートルの地点

K点は、J点から真北 292 度44分26秒3.82メートルの地点

L点は、K点から真北22度37分56秒 41.90メートルの地点

M点は、L点から真北58度28分51秒 16.09メートルの地点

N点は、M点から真北96度03分21秒124.07メートルの地点

O点は、N点から真北 185 度12分58秒 13.26メートルの地点

P点は、O点から真北87度37分51秒 78.40メートルの地点

Q点は、P点から真北 9 度35分22秒9.23メートルの地点

R点は、Q点から真北 272 度26分49秒 96.73メートルの地点

S点は、R点から真北57度39分49秒 19.62メートルの地点

T点は、S点から真北76度57分02秒 28.89メートルの地点

U点は、T点から真北 189 度28分38秒5.33メートルの地点

ウ 面積

75,210.03平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約17,370平方メートル

道路用地 約 5,950平方メートル

公用・公共施設用地 約 780平方メートル

水路用地 約 340平方メートル

合計 約24,440平方メートル

4 埋立免許年月日

平成18年2月24日

○愛媛県告示第349号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

宇和島市

宇和島市曙町1番地

代表者 宇和島市長 石橋 寛久

宇和島市栄町港二丁目4番14号

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市平浦1232番3から同1326番1に至る地先公有水面

(2) 区域

次の2点から39点までを順次直線で結んだ線並びに39点と2点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

1点（宇和島市平浦1232番3地先の堤に設置された金属鈎）は、北緯33度11分32秒、東経132度29分47秒の地点

2点は、1点から真北328度00分00秒5.70メートルの地点

3点は、2点から真北296度00分00秒32.70メートルの地点

4点は、3点から真北206度00分00秒1.00メートルの地点

5点は、4点から真北296度00分00秒2.50メートルの地点

6点は、5点から真北26度00分00秒1.00メートルの地点

7点は、6点から真北296度00分00秒40.50メートルの地点

8点は、7点から真北299度00分00秒5.30メートルの地点

9点は、8点から真北303度00分00秒38.20メートルの地点

10点は、9点から真北308度00分00秒5.90メートルの地点

11点は、10点から真北313度00分00秒32.40メートルの地点

12点は、11点から真北223度00分00秒1.00メートルの地点

13点は、12点から真北313度00分00秒2.50メートルの地点

14点は、13点から真北43度00分00秒1.00メートルの地点

15点は、14点から真北306度30分00秒8.00メートルの地点

16点は、15点から真北294度00分00秒8.00メートルの地点

17点は、16点から真北282度00分00秒8.00メートルの地点

18点は、17点から真北270度00分00秒8.00メートルの地点

19点は、18点から真北 258 度00分00秒6.50メートルの地点

20点は、19点から真北 167 度00分00秒1.00メートルの地点

21点は、20点から真北 257 度00分00秒2.50メートルの地点

22点は、21点から真北 347 度00分00秒1.00メートルの地点

23点は、22点から真北 257 度00分00秒 12.70 メートルの地点

24点は、23点から真北 266 度30分00秒8.00メートルの地点

25点は、24点から真北 280 度30分00秒8.00メートルの地点

26点は、25点から真北 294 度30分00秒6.70メートルの地点

27点は、26点から真北 301 度30分00秒 14.40 メートルの地点

28点は、27点から真北 211 度30分00秒5.50メートルの地点

29点は、28点から真北 301 度30分00秒 39.30 メートルの地点

30点は、29点から真北31度30分00秒1.00メートルの地点

31点は、30点から真北 301 度30分00秒2.20メートルの地点

32点は、31点から真北 211 度30分00秒1.00メートルの地点

33点は、32点から真北 301 度30分00秒 42.30 メートルの地点

34点は、33点から真北31度30分00秒1.00メートルの地点

35点は、34点から真北 301 度30分00秒2.20メートルの地点

36点は、35点から真北 211 度30分00秒1.00メートルの地点

37点は、36点から真北 301 度30分00秒 37.00 メートルの地点

38点は、37点から真北31度30分00秒 16.20 メートルの地点

39点は、38点から真北 301 度30分00秒 20.00 メートルの地点

(3) 面積

8,247.43平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和60年3月12日 愛媛県指令59河第84号

4 しゅん功認可年月日

平成18年3月10日

○愛媛県告示第350号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

稲浦

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線、標柱9号と標柱10号を町道稲浦1号線東側官民境界線で結んだ線、標柱10号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
上島町	生名	4819番	1号
		4824番2	2号
		4823番1	3号
		4823番1	4号
		4840番	5号
		4840番	6号
		4845番	7号
		4844番	8号
		4844番	9号
		4793番地先	10号
		4805番地先	11号
		4817番	12号

宮内

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線並びに標柱16号と標柱1号を町道永立寺団地内1号線及び一級河川永立寺川の東側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
砥部町	宮内	1106番	1号
		1668番	2号
		1107番	3号
		1108番	4号
		1669番	5号
		1669番	6号
		1670番	7号
		1672番	8号
		1111番	9号
		1115番	10号
		1678番	11号
		1705番1	12号
		1705番1	13号
		1856番	14号
		1130番1	15号
		1138番1	16号

奥深井

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
大洲市	阿蔵	フカ井	甲702番 1	1号
			乙135番 1	2号
			乙135番 1	3号
	高山	フカ井	乙434番 2	4号
			乙434番 2	5号
			甲886番 1	6号
			乙491番 1	7号
			乙492番 1	8号
			乙493番 3	9号
			甲892番	10号
			甲890番	11号
			甲888番 2	12号
			甲887番	13号

2163番	10号
2177番	11号
2176番	12号
2172番 1	13号
2172番 1	14号
1331番	15号
1332番	16号
1344番	17号
1355番	18号
1362番	19号
1376番	20号
1388番	21号
1403番	22号
1406番	23号
1406番	24号

川東

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線、標柱12号と標柱13号を市道新谷八多喜新町線西側官民境界線で結んだ線、標柱13号と標柱14号を結んだ線及び標柱14号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
大洲市	新谷町	川西町	甲172番 3	1号
			甲172番 2	2号
		台山	乙40番 3	3号
			乙40番 3	4号
			乙42番 1	5号
	新谷	牛飼	丙535番	6号
			丙533番 1	7号
		塚穴	丙1073番	8号
			牛飼	丙532番 1
	新谷町	大久保	丙532番 2	10号
			甲1640番 1	11号
		甲1647番	12号	
		川西町	甲164番	13号
			甲170番 1	14号

三崎 C

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱24号までを順次結んだ線及び標柱24号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
伊方町	三崎	1411番	1号
		1422番	2号
		1417番	3号
		1417番	4号
		1397番	5号
		1398番	6号
		1392番	7号
		1394番	8号
		1342番	9号

小川

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱18号までを順次結んだ線及び標柱18号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
西予市	宇和町河内	570番	1号
		572番	2号
		2150番	3号
		2150番	4号
		574番 1	5号
		583番	6号
		2139番	7号
		2140番 2	8号
		2139番	9号
		2138番	10号
		589番 1	11号
		589番 1	12号
		589番 1	13号
		526番 1	14号
		588番 1	15号
		585番	16号
		577番 1	17号
		576番 1	18号

大浦 3区 A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線、標柱10号と標柱11号を一般県道吉田宇和島線西側官民境界線で結んだ線、標柱11号と標柱12号を結んだ線、標柱12号と標柱13号を町道大浦4号線西側官民境界線で結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
宇和島市	大浦	八サコ	甲1692番 2	1号
			甲1692番 2	2号
			甲1644番	3号
			木邸	甲1629番

		甲1629番	5号
		甲1629番	6号
		甲1632番	7号
	木屋敷	丙167番1	8号
		甲1625番	9号
		甲1615番7	10号
		甲1624番1	11号
	ハサコ	甲1647番1	12号
		甲1677番1	13号

石場

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
宇和島市	三間町戸雁	1192番	1号
		1192番	2号
		1169番	3号
		1171番	4号
		1172番	5号
	三間町宮野下	911番	6号
		911番	7号
		905番	8号
		898番	9号
		887番	10号
	三間町戸雁	1176番	11号
		1179番	12号
		1185番	13号
		1189番	14号
		1195番	15号

椋谷（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和49年4月愛媛県告示第460号）椋谷地区の項で指定した標柱5号と標柱4号を結んだ線、標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号と標柱9号を結んだ線及び標柱9号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	字	地 番	標 柱
八幡浜市	椋谷	1000番3	8号
		1000番3	9号

和霊北A（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成17年3月愛媛県告示第490号）和霊北A地区の項で指定した標柱3号、標柱2号、標柱1号及び標柱18号を順次結んだ線、標柱18号と次に掲げる地番の土地に在する標柱19号から標柱28号までを順次結んだ線並びに標柱28号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
宇和島市	和霊町	今若	1586番1	19号
			1592番	20号

		池ノ奥	1597番	21号
			1544番1	22号
			1544番1	23号
		佛ヶ谷	1724番1	24号
			1722番	25号
			1711番	26号
		大タ八	1717番3	27号
鶴島町		佛ヶ谷	1738番	28号

○愛媛県告示第351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 都市計画の種類及び名称
今治広域都市計画緑地
1 蒼社川緑地
- 都市計画を変更する土地の区域
 - 追加する部分 今治市旭町5丁目、蔵敷町2丁目、玉川町八幡、玉川町別所、玉川町小鴨部、玉川町法界寺、玉川町中村、玉川町大野、玉川町高野、玉川町三反地及び玉川町長谷の各一部
 - 削除する部分 今治市片山4丁目、八町西1丁目、八町西2丁目、小泉5丁目及び中寺の各一部

○愛媛県告示第352号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 都市計画の種類及び名称
今治広域都市計画緑地
4 頼田川緑地
- 都市計画を定める土地の区域
今治市東村3丁目、東村4丁目、東村南1丁目の各地先に囲まれた区域、東村南1丁目、東村南2丁目、東村4丁目、上徳、国分1丁目、国分2丁目、国分、桜井団地1丁目、桜井団地2丁目、桜井団地3丁目、桜井団地5丁目、高市、登畑、町谷、宮ヶ崎、朝倉北及び朝倉下の各一部並びに上徳、国分2丁目、国分、桜井団地1丁目、桜井団地2丁目、桜井団地3丁目、桜井団地5丁目、高市、登畑、町谷及び宮ヶ崎の各地先に囲まれた区域

○愛媛県告示第353号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による

行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成18年3月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成18年3月14日(火) 午前10時
- 2 場所 松山市一番町四丁目4番1号
愛媛県庁第1別館土木部会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 商号、代表者氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社信盛不動産
重成 正則
松山市越智町166番地5
 - (2) 免許証番号
愛媛県知事(8)第2559号
 - (3) 免許年月日
平成16年2月2日

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第41条第2項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛媛県規則第27号)第52条の規定により読み替えて適用される同条例第5条第1項の規定により、次の都市計画対象事業に係る環境影響評価方法書を作成したので、同条例第41条第2項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第7条の規定により、次のとおり公告する。

なお、この環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

平成18年3月10日

松山市長 中 村 時 広

- 1 都市計画決定権者の名称
松山市
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 西クリーンセンター(熱回収施設)建替事業
 - (2) 種類 ごみ処理施設の設置の事業
 - (3) 規模 1日当たりの処理能力 450トン
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
松山市大可賀三丁目150番地1、同533番地
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
松山市
- 5 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所 松山市役所、西クリーンセンター、愛媛県庁
 - (2) 縦覧期間 平成18年3月10日から4月10日まで
 - (3) 縦覧時間 9時から17時まで
- 6 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項
 - (1) 提出期限 平成18年4月24日まで
 - (2) 提出先

〒790 8571 松山市二番町四丁目7番地2
松山市環境部環境指導課又は
〒791 8057 松山市大可賀三丁目525番地6
西クリーンセンター

(3) 意見書に記載すべき事項

- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書に記載された都市計画対象事業の名称
- ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

正 誤

○正 誤

平成17年11月29日付け第1715号付録中

4ページ公告の部に次のように加える。

財政事情の公表.....(財政課) 11.30号外4 1
5ページ県報発行番号表に次のように加える。

11.30	第1715号外4
-------	----------

